四日市市教委告示第８号

　四日市市文化財保護条例（平成５年四日市市条例第17号）第５条第１項の規定により、次のものを四日市市指定有形文化財として指定するので、同条第４項の規定に基づき告示する。

　　平成２９年　３月２２日

四日市市教育長　　葛西　文雄

　　　　四日市市指定有形文化財（彫刻）

名称及び員数 木造薬師如来坐像 １躯

所在地 四日市市堂ヶ山町６５１

所有者 宗教法人遠生寺（代表役員　若山　正雄）